

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和6年11月19日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について	2
2 避難所における備蓄方針について	4
3 令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案について	8
4 総合防災フェスティバル（あだち区民まつり 「A-F e s t a 2024」で実施）の実施結果について	13

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年11月19日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	<u>危機管理部</u> 危機管理課
内 形	<p>アレフ（オウム真理教）対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の抗議行動について</p> <p>(1) 日 時 令和6年11月9日（土）午後1時30分～午後2時15分</p> <p>(2) 内 容 デモ行進及び足立入谷施設前で抗議文の読み上げ・投函 スタート：入谷八丁目公園 ゴール：舎人一号公園</p> <p>(3) 参加者 約110名 ア 住民協議会役員 イ 足立区長 ウ 足立区議会オウム真理教対策議員連盟 エ 東京都議会オウム真理教対策議員連盟 オ オウム真理教対策国会議員連盟 カ 足立区町会・自治会連合会長 キ 近隣町会・自治会</p> <p>2 地下鉄サリン事件30年に伴う風化防止啓発活動について</p> <p>平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件から来年の3月で30年が経過することから、関係機関と連携し、事件の風化防止のための啓発活動を行う。</p> <p>(1) 地下鉄サリン事件等のパネル展示（予定） ア 日 時：令和7年3月（調整中） イ 場 所：調整中 ウ 内 容 （ア）警視庁による地下鉄サリン事件の写真展示 （イ）公安調査庁によるオウム真理教問題の啓発パネルの展示 （ウ）足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の活動展示 ※ 昨年度より展示物品等を拡充して実施予定</p> <p>(2) 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会による抗議行動（予定） ア 日 時：令和7年3月（調整中） イ 場 所：入谷八丁目公園ほか</p>

ウ 内 容

- (ア) デモ行進及び抗議文の読み上げ
- (イ) 講演会

3 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の活動改善の検討について

住民協議会では、今後も活動を継続していくため、事業の見直し、他団体への協力依頼を検討している。住民協議会の意向に沿いながら、活動改善の支援を行っていく。

(1) 事業の見直し（案）

- ア 抗議行動の減（年2回→年1回）
- イ 協議会ニュースの発行回数の減（年2回→年1回）
- ウ 区民まつりの出展の休止 等

(2) 他団体への協力依頼

- ア 舎人地区町会自治会連絡協議会
- イ 地域団体

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年11月19日

件名	避難所における備蓄方針について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
内容	<p>これまでの備蓄の方針は、発災後3日目までの食糧や水に加え、必要な日用品を備蓄するものであった。しかし、これまでの取組みに災害関連死防止の視点や避難所生活の長期化を想定し、以下の通り方針を持って備蓄を進めていく。</p> <p>1 備蓄方針の前提となる背景</p> <p>(1) 令和4年度に東京都が公表した首都直下地震の被害想定によると、避難所避難者数は最大で約153,000人であり、災害発生時には各第一次避難所の受入れ状況はひっ迫することが予想される。</p> <p>(2) 各避難所の備蓄倉庫は、限られた備蓄スペースの中で、1日分の食糧と水を含めた、避難所運営に必要な物品を備蓄している。</p> <p>2 備蓄方針</p> <p>(1) 避難所生活が長期化することを想定し、災害関連死を防止する備蓄対策を講じる。</p> <p>(2) 食糧及び水については、できる限り早期に避難想定者3日分を備蓄する。</p> <p>(3) ペット対応については、飼い主の自助による備蓄を求め、リードのみの備蓄とする。</p> <p>3 今後の進め方</p> <p>(1) 令和6年度当初から進めてきた被災地への実地調査等により、備蓄方針における課題の再認識及び今後の取り組みを再確認した(※1)。</p> <p>(2) 備蓄方針に基づき、令和6年度中に新たな備蓄物品を導入(※2)し、災害関連死防止の対策及び避難所生活長期化の対策を進めていく。</p> <p>(3) ペットの対応については、現在、有識者からの意見を聴くなど情報収集を図っている段階であり、現段階のペット対応備蓄については現状通りとする。</p> <p>(4) 災害備蓄用ミルクの災害時における配付については、その他災害備蓄食糧同様、広範囲に必要量が届くよう、区内121か所の第一次避難所に備蓄しているため、各避難所にて、配付する方針である。</p> <p>(5) その他の課題となる事項については、継続して調査を行っていく。</p> <p>※1 課題と今後の取り組みの詳細については別紙1を参照 ※2 令和6年度導入予定備蓄物品の詳細については別紙2を参照</p>

課題と今後の取り組み

別紙1

	課題	今後の取り組み
(1)	避難所生活の長期化を想定した段ボールベッドやパーテーションが必要最小限の数しか備蓄されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難者が少数の場合は、避難所内のプライベートテント4張を活用、さらに居室の使用人数制限を行い、プライベート空間を確保する。 ② 協定締結等によるベッドやパーテーションの確保策を検討していく。 ③ パーテーションについては、災害時に供給を受けることができる協定を1社と締結している。さらに、協定内容の見直しや複数の事業者との新たな協定締結等を検討する。
(2)	高齢者に向けた災害関連死対策の備蓄品が十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所では免疫力の低い「高齢者」が口腔衛生の悪化による「誤嚥性肺炎」を引き起こしている割合が高いため、令和6年度から順次導入を進め、できる限り3年間で3日分の口腔衛生ケア用品を導入する。 ② その他に必要な備蓄品については継続して調査していく。
(3)	プライベート空間の確保に必要なテントの備蓄数が十分ではない。	プライベート空間設置に必要なテントを災害時に一早く確保すると共に、現場へ迅速に届けてもらうため、事業者と新たな協定締結等の方策を検討する。
(4)	簡易トイレこそ備蓄があるが、仮設トイレの在庫などが無い。	自治体が備蓄するのは難しいが、国からの早期の物資支援、協定先からの早期確保の可能性を調査・研究し、令和7年度に策定予定であるトイレ確保計画の中に定めていく。
(5)	被災地で要望の多い主食となるレトルト食品等の備蓄がない。	令和6年度から順次導入を進め、令和9年度までに備蓄食糧の中での割合を増やしていく。
(6)	乳幼児ミルクの種類	<ul style="list-style-type: none"> ① 粉ミルクについては一定数の備蓄を継続する。 ② 液体ミルクについては新規商品開発による賞味期限の延長や水が必要ない等の優位性があることから導入を進める。なお、区民を対象としたアンケートでも導入を求める声を得られた。 ※ 詳細は別紙3を参照 ③ 液体ミルクの導入方法については温度管理に配慮する必要がある、区の備蓄倉庫で保管することが難しいため、令和7年度から流通備蓄在庫方式で備蓄を行う。
(7)	ペット同行避難にかかる備蓄が十分ではない。	リードを備蓄し、ケージや餌は、飼い主の自助による備蓄を求める。

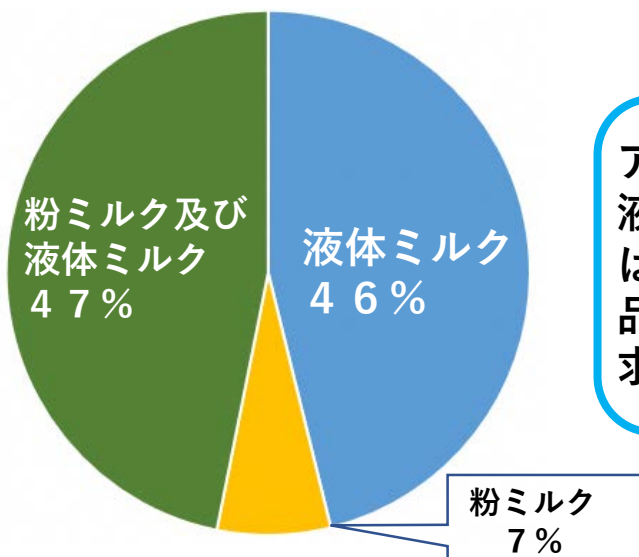
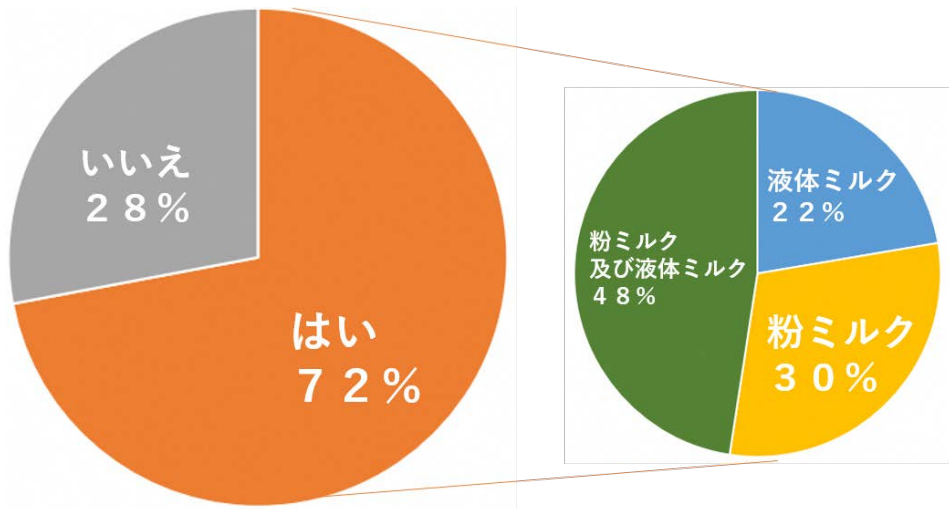
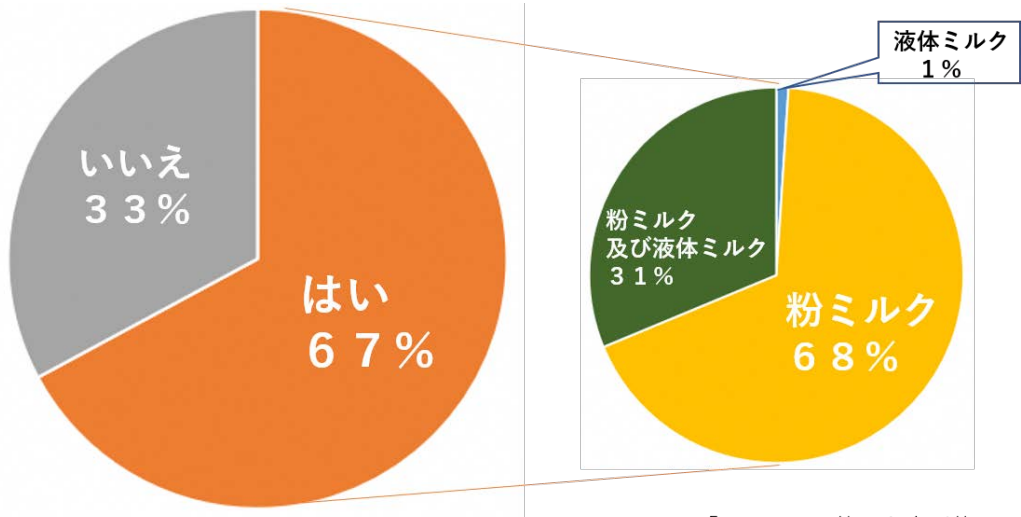
令和6年度導入予定備蓄物品

別紙2

備蓄物品	選定理由	品目選定	備蓄予定量
口腔衛生ケア物品	長期にわたる避難所生活で、口腔衛生悪化に伴う災害関連死を防ぐため。	① マウスウォッシュ ② 歯磨きシート（高齢者や未就学児が使用するため）	1日2回分の3日分
カセットコンロ 及びカセットボンベ	乳幼児や高齢者等のニーズに対応するため。	① カセットコンロ ② カセットボンベ	コンロ5台及びボンベ30本（各避難所）
レトルト食品 及びフリーズドライ食品	調理に水を使わず、バリエーションに富んでいる。	① リゾット ② フリーズドライ	1. 55日分 （現在は、1. 45日分の食糧を備蓄している）
液体ミルク	水が必要ないため。	国産液体ミルク	事業者と備蓄可能分を調整して決定

別紙 3 アンケート調査結果

実施場所：区内保健所・保健センター
 実施期間：8月20日（火）～9月26日（木）
 対象者：3か月健診に来られた保護者



アンケートの結果、日常的に液体ミルクを利用している方は少ないが、区で備蓄する物品として液体ミルクの備蓄を求める声が多かった

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年11月19日

件名	令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案について		
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、防災対策担当課		
内容	<p>1 あだち防災リーダー制度の目的（令和6年度） 水害時におけるコミュニティタイムライン（以下「CTL」という。）の実効性を高める活動に積極的に取り組む意思のある者を、あだち防災リーダーとして認定・登録し、区民の生命・身体を守ることを目的とする。</p> <p>2 令和6年度の主な課題と令和7年度以降の方向性 令和6年度の課題等を踏まえ、制度の内容を拡充していく。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> <p><令和6年度></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題① 対象者</p> <p>制度の対象を、<u>防災士資格を保有している方</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性① 対象の拡大</p> <p>防災士資格取得費用助成要綱を見直し、<u>防災士資格を保有していない方にも対象を拡げ、若手を取込む。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題② 活動内容</p> <p>活動内容を、<u>水害対策（CTLに関する活動）</u>のみに限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性② 活動内容の拡充</p> <p>水害対策だけでなく、「<u>震災対策</u>」を活動内容に加え、<u>震災・水害、両方に備える。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題③ 活動エリア</p> <p>活動エリアを、<u>コミュニティタイムライン（CTL）策定済地区</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">方向性③ 活動エリアの見直し</p> <p>活動内容の拡充に伴い、CTL地区に限定せず、<u>自身の居住地区で活動できるようにする。</u></p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> その他、制度の詳細は別紙「令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案」参照 </p> </td> </tr> </table>	<p><令和6年度></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題① 対象者</p> <p>制度の対象を、<u>防災士資格を保有している方</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性① 対象の拡大</p> <p>防災士資格取得費用助成要綱を見直し、<u>防災士資格を保有していない方にも対象を拡げ、若手を取込む。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題② 活動内容</p> <p>活動内容を、<u>水害対策（CTLに関する活動）</u>のみに限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性② 活動内容の拡充</p> <p>水害対策だけでなく、「<u>震災対策</u>」を活動内容に加え、<u>震災・水害、両方に備える。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題③ 活動エリア</p> <p>活動エリアを、<u>コミュニティタイムライン（CTL）策定済地区</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">方向性③ 活動エリアの見直し</p> <p>活動内容の拡充に伴い、CTL地区に限定せず、<u>自身の居住地区で活動できるようにする。</u></p> </div>	<p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> その他、制度の詳細は別紙「令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案」参照 </p>
<p><令和6年度></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題① 対象者</p> <p>制度の対象を、<u>防災士資格を保有している方</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性① 対象の拡大</p> <p>防災士資格取得費用助成要綱を見直し、<u>防災士資格を保有していない方にも対象を拡げ、若手を取込む。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題② 活動内容</p> <p>活動内容を、<u>水害対策（CTLに関する活動）</u>のみに限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">方向性② 活動内容の拡充</p> <p>水害対策だけでなく、「<u>震災対策</u>」を活動内容に加え、<u>震災・水害、両方に備える。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">課題③ 活動エリア</p> <p>活動エリアを、<u>コミュニティタイムライン（CTL）策定済地区</u>に限定している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: yellow;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">方向性③ 活動エリアの見直し</p> <p>活動内容の拡充に伴い、CTL地区に限定せず、<u>自身の居住地区で活動できるようにする。</u></p> </div>	<p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> その他、制度の詳細は別紙「令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案」参照 </p>		

令和7年度以降 あだち防災リーダー認定・登録制度概要案

～ 地域防災力のさらなる向上を目指して ～

1 制度の目的・理念

地域防災力を高める活動に積極的に取り組む意思のある者を、あだち防災リーダー（以下「リーダー」という。）として認定・登録し、リーダーの活動を通して、災害時に、自身の身の安全を守る「自助」、地域住民が相互に協力し助け合う「共助」の重要性を地域に広げ、区民の生命、身体及び財産の確保に寄与することを目的とする。

2 令和6年度の内容

(1) 令和6年度あだち防災リーダー制度の概要

令和6年度は試験的な運用として、CTL(※1)策定済地区におけるCTLの実効性を高める活動を行う。

項目	内容
対象者	防災士資格を保有する以下の方に、制度についての案内を行った。 ア 区が防災士資格取得費用助成を行った防災士 298名 イ NPO法人足立区日本防災士の会所属の防災士 119名 ※ アとイで一部重複あり
申込者数	31名(男性22名、女性9名) 平均年齢：68.4歳
活動内容	【水害対策のみ】CTLに関する活動(訓練、普及啓発、会議)
活動エリア	CTL地区(区内4地区) 「小台・宮城地区」「本木・関原地区」「千住第五地区」「中川地区(地域独自策定)」

課題①
対象を、防災士資格保有者に限定

課題②
活動内容を水害対策のみに限定

課題③
活動エリアをCTL地区のみに限定

※1… CTL(コミュニティタイムライン)とは、町会役員をはじめとする住民が中心となり、水害時に取るべき行動や避難のタイミングについて「いつ・誰が・何をするか」を定めた事前防災行動計画。

3 令和7年度 「3つの方向性」

(1) 対象の拡大 ⇒ **若手人材の発掘**

- ▶ 防災士資格取得費用助成要綱を見直し、防災士資格を保有していない方にも対象を拡げ、若手を取込む。
- ▶ PRの工夫(広報全般、チラシ・ポスターの作成等)

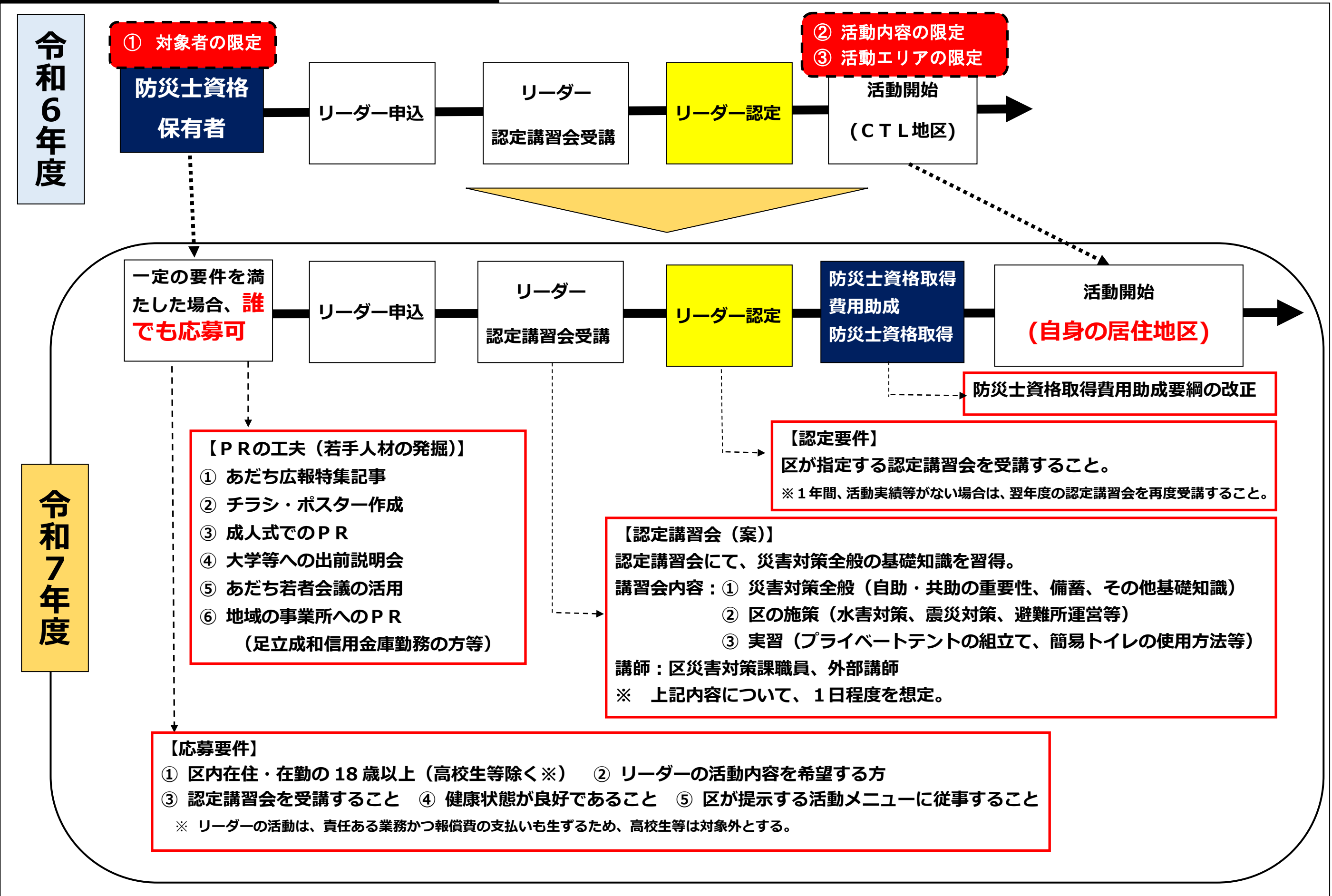
(2) 活動内容の拡充 ⇒ **水害対策 + 震災対策**

- ▶ 活動内容を拡充し、震災・水害、両方に備える。
- ▶ 区が用意した活動メニュー、リーダーと地域の話し合いで決めた活動を行う。

(3) 活動エリア見直し ⇒ **自身の居住地区での活動**

- ▶ CTL地区に限定せず、リーダーが自身の居住地区で活動できるようにする。

4 リーダー認定・防災士資格取得の流れ



5 令和7年度以降の活動内容

(1) 活動内容（報償費の支払い対象となる活動）

ア 下記①～④の活動例、⑤リーダーと地域が協議し、地域防災力の向上に資するとリーダー自身が提案する活動（事前に区の確認が必要）について報償費の支払い対象とする。

イ 平時の活動に限る。

<活動メニュー（案）>

水害対策	震災対策
① 訓練の企画・運営（事前の会議、訓練当日の仕切り等を含む） 事前会議：1回1,500円 当日：1回4,000円	
② 普及啓発活動（地域イベントに参加し、区の施策等をPR、講演・講話） 同上	
③ CTLに関する活動 <策定済地区> ・普及啓発活動 1回4,000円 ・訓練企画・運営 1回4,000円 <未策定地区> ・CTL策定ワークショップ開催 1回4,000円	③ 地区防災計画に関する活動 <策定済地区> ・普及啓発活動 1回4,000円 ・訓練企画・運営 1回4,000円 <未策定地区> ・地区防災策ワークショップ開催 1回4,000円
④ マイタイムラインの作成支援 1回4,000円	④ 防災マップ作成支援 1回4,000円
⑤ 上記以外でも、 防災リーダーと地域が協議 し、地域防災力の向上に資するとリーダー自身が提案する活動	

※ 上記活動メニュー等については、今後変更となる可能性がある。

(2) 活動回数

上記の活動内容のうち、**最低「年2回」**は行うものとする。

ただし、予定していた活動が、天災その他やむを得ない事情により行えなかったと区が判断した場合、この限りでない。

(3) 区の支援内容

上記の活動をするうえで、**適宜、区が支援**をする。

<区の支援例>

- ① 訓練計画の助言
- ② 講演会のパワーポイントスライドの提供
- ③ DVD、プロジェクター、スクリーン等の機材の貸出し
- ④ 各活動で使用する資料の印刷
- ⑤ 普及啓発グッズの提供
- ⑥ 各種ワークショップ開催時に使用する資料の提供
- ⑦ マイタイムライン作成ツールの提供
- ⑧ リーダーからの相談受付窓口の設置 等

6 報償費の支払い

(1) 報償費の設定金額

活動内容	金額
ア 普及啓発活動、訓練実施、その他の防災活動	1回4,000円
イ 上記活動に伴う会議・打合せ	1回1,500円

(2) 金額設定根拠

- ア 普及啓発活動、訓練実施等は、消防団の費用弁償に合わせる。
イ 会議・打合せは、区の有償ボランティアの交通費実費分に合わせる。

(3) 支払額の上限

活動内容ごとに、**報償費対象とする活動回数上限を別途定める。**

(4) 報償費対象の活動可否について

- ア 無償で活動している地域の方との**公平性を考慮し、既に無償で行っている地域での活動は、原則、報償費の対象外**とする。
(例えば、避難所運営本部での活動等)。

ただし、地域同意のうえ、リーダーが行うことに効果があると認められる場合は、協議のうえ、報償費対象の活動とする。

- イ リーダー認定後、年間活動計画を作成してもらい、**報償費の対象可否について事前に協議**を行う。

(5) 支払いに係る確認方法

- ア 町会・自治会等の地域団体内で活動した場合、**当該団体の代表者（代理も可）から確認印又はサイン**をもらう。

- イ 町会・自治会等の地域団体以外で行った活動については、**活動対象の方の確認印又はサイン及び、活動中の写真の提供**を行う。

- ウ その他、疑義が生じた場合、必要に応じて当該確認印押印者に直接確認を行う。

7 更新に関すること

(1) 認定・登録有効期限

登録期間は、原則1年間とし、更新にあたっては①活動実績を確認するとともに②定期的に知識向上を図る機会を設け、認定講習会を受講していただく。また、次の項目に該当するときは、本人の意思にかかわらず、登録抹消とする。

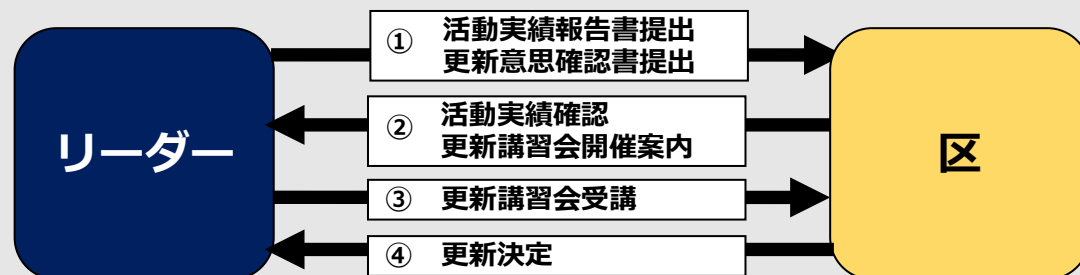
- ア 死亡したとき。
- イ 所在が不明になったとき。
- ウ 連絡不能となり1年以上経過したとき。
- エ 区外に転居又は転勤したとき。
- オ 認定・登録要件の活動内容、回数を正当な理由なく行わなかったとき。
- カ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。
- キ リーダーとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(2) 更新のルール

下記3点を満たした者を更新とする。

- ① リーダーから提出された年間活動実績報告書にて、**活動回数**の条件を満たしていることを区が確認できたこと。
ただし、予定していた活動が、天災その他やむを得ない事情により行えなかったと区が判断した場合、この限りでない。
 - ② **更新意思確認書**を提出すること。
 - ③ 登録された翌年度の**更新講習会を受講**すること。
(後日の録画視聴を含む。)
- ※ 登録された翌年度の更新講習会を受講後、更新決定とする。

【更新までの流れ】



8 リーダーの認定数

(1) 年間の認定数（予定）

令和7年度は計50人（前期25人、後期25人）を想定。

(2) 将来的なリーダーの認定数

リーダー制度の運用等については検討段階であるため、当面は認定数の上限を設けることとする。

(3) 地区ごとのリーダーの認定数

毎年、応募者の居住地域が偏っている場合、リーダー不在の地区の地域防災力の向上が図られないため、**地区ごとの認定数の上限を設ける必要があると考える**。地区ごとのリーダーの認定数については、**例えば1地区3人程度等、現在検討中**である。

9 年間スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
制度説明（本庶務会議）	→											
募集		→		→								
リーダー認定講習会			→			→						
リーダー認定			→			→						
資格費用助成・試験						→			→			
防災士資格取得						→			→			
オリエンテーション						→			→			
活動予定報告							→			→		
更新講習会	→											
更新決定	→											
更新者活動予定報告		→										
活動実績報告【全員】												→

※ 地域への制度説明は、4月の本部長・庶務部長会議で行う。

※ 日程が合わずに受験できない方のため、新規認定は前期・後期の2回実施とする。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年11月19日

件名	総合防災フェスティバル（あだち区民まつり「A-Festa 2024」で実施）の実施結果について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課
内容	<p>令和6年10月12日（土）、13日（日）に実施した、総合防災フェスティバルの実施結果について以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要 今年度は、あだち区民まつり「A-Festa 2024」の集客効果を活かし、「備蓄（備え）」をテーマに楽しく防災を学べる内容として、防災に関心のない区民への参加促進を目的に実施した。</p> <p>2 実施内容 (1) 令和6年10月12日（土） ア 防災関係機関と連携した救出救助訓練 イ 初期消火や応急救護等の様々な防災体験 ウ 関係機関各種車両展示及びアトラクション（ミニ防火衣着体験、バッテリーカー乗車体験、ブロワー車送風体験など） エ 協定締結機関による普及、啓発テント（両日開催） (2) 令和6年10月13日（日） ア イベント会社による「防災」をテーマとしたワークショップ及び防災チャンバラ合戦 イ 協定締結機関による普及、啓発テント（両日開催）</p> <p>3 来場者数等 (1) 令和6年10月12日（土） ア A-Festa全エリアでの来場者数（土曜日のみ） 16万人（参考：令和5年度総合防災訓練舎人公園会場：5千人） イ 防災体験、関係機関各種車両展示及びアトラクション 556人（起震車体験人数のみ集計） ウ 協定締結機関による普及、啓発テント 14機関 エ 災害対策課出展テント来場者数 1,700人 参考：令和5年度災害対策課出展テント来場者数 A-Festa：1,100人 総合防災訓練舎人公園会場：1,000人</p>

(2) 令和6年10月13日(日)

ア A-Festa全エリアでの来場者数(日曜日のみ)
21万人

イ イベント会社によるワークショップ参加人数
546人

ウ イベント会社による防災チャンバラ合戦参加人数
延べ365人(第1回:169人、第2回:94人、第3回:102人)

エ 協定締結機関による普及、啓発テント
13機関

オ 災害対策課出展テント来場者数
2,516人

参考:令和5年度災害対策課出展テント来場者数
A-Festa:1,300人

4 会場の状況

別添資料のとおり

5 今回のイベントで見えた課題

(1) 今年度は、防災に関心の薄い区民もターゲットにするため、あだち区民まつり「A-Festa」の雰囲気になじませる形で実施したが、「防災に特化したイベント」を実施していることが来場者に十分伝わらなかった。

(2) 会場内での実施場所やレイアウトについては、多くの来場者にフェスティバルへ参加してもらうため検証する必要がある。

6 来場者の声

(1) 備蓄の大切さについて再認識できた。特にトイレや歯磨きシートなどの備蓄について勉強になった。

(2) 消防演習の迫力がすごかった。中学生や高校生が活動している姿が印象的でした。

7 今後の方針

昨年度舎人公園で実施した総合防災訓練での普及、啓発イベントでの、災害対策課出展テントへの来場者数は、1,000人であった。

本年度は2日間実施して、来場者数は合計4,216人、1日平均では2,108人となり2倍以上の来場者数となった。

多くの、そして幅広い年齢層の方々に対し「災害に対する備え」「防災行動力の向上」について普及、啓発できたことから、課題を踏まえたうえで、来年度以降もあだち区民まつり「A-Festa」内での実施を検討していく。

総合防災フェスティバル（あだち区民まつり「A-Festa 2024」で実施）の
実施結果について

1 会場全体



2 12日（土）救出救助演習様子



3 12日（土）車両展示様子



4 13日（日曜）イベント会社によるワークショップ様子



5 13日（日曜）イベント会社による防災チャンバラ合戦様子



6 12日・13日 関係機関による普及啓発ゾーンの様子

